

<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第八条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録に係る記録媒体をもって調製する方法によるものとする。</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置又は第八条第一項ただし書に規定する措置とする。</p> <p>3 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、第十二条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であつて国土交通大臣が告示で定めるものを添付する措置とする。</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第八条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに従うこととされている様式に記載すべき事項を前条の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて国土交通大臣が告示で定めるものとともに前条の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であつて同項に規定するものとともに処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置く措置とする。</p> <p>3 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、第十二条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であつて第八条第一項に規定するものを添付する措置とする。</p>
<p>附則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>○国土交通省令第百一号</p> <p>道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 第九条第一項の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>令和五年十二月二十八日</p> <p>道路運送法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正前</p> <p>(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)</p> <p>第十条 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。</p> <p>一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃</p> <p>イ 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの又は観光施設への運送を目的とする路線において、停車する停留所を限定して運行し、若しくは起点及び終点のみに停車して運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を運送するもの(口に該当するものを除く。以下「定期観光運送」という。)に係る運賃</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)</p> <p>第十条 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。</p> <p>一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃</p> <p>イ 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの又は観光施設への運送を目的とする路線において、停車する停留所を限定して運行し、若しくは起点及び終点のみに停車して運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を運送するもの(口に該当するものを除く。以下「定期観光運送」という。)に係る運賃</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)</p> <p>第十条 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。</p> <p>一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃</p> <p>イ 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの(以下「定期観光運送」という。)に係る運賃</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p>

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にされている道路運送法第九条第一項の規定による運賃の認可の申請(当該申請に係る処分がなされていないものに限る。)であつて、当該申請に係る運賃がこの省令による改正後の道路運送法施行規則第十条第一号イの運賃に該当するものは、同法第九条第六項の規定によりされた運賃の届出とみなす。

○防衛省令第十七号

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(年次休暇) 第四十七条 [略]</p> <p>255 [略]</p> <p>6 年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間(第四十四条第十項に規定する自衛官以外の隊員又は防衛大臣の定める自衛官にあつては、一時間又は十五分)を単位とすることができる。</p> <p>7 [略]</p> <p>(特別休暇) 第四十九条 隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>1511 [略]</p> <p>十二 隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 七月一日から九月三十日までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる隊員にあつては、六月一日から十月三十一日までの期間)内における、原則として休養日等を除いて連続する三日の範囲内の期間</p> <p>十二の二57 [略]</p> <p>254 [略]</p>	<p>(年次休暇) 第四十七条 [同上]</p> <p>255 [同上]</p> <p>6 年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間を単位とすることができる。</p> <p>7 [同上]</p> <p>(特別休暇) 第四十九条 隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>1511 [同上]</p> <p>十二 隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 七月一日から九月三十日までの間における、原則として休養日等を除いて連続する三日の範囲内の期間</p> <p>十二の二57 [同上]</p> <p>254 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○防衛省令第十八号

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

防衛大臣 木原 稔